

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

厚生委員長 谷口敏也

### 厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

#### 記

#### ○ 委員会開会月日

- (1) 令和8年2月6日
- (2) 令和8年3月6日
- (3) 令和8年3月27日

#### ○ 付託案件及び審査のてんまつ

##### 1 議案第3号 認知症とともに生きるまち三鷹条例

この議案は、認知症施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して自分らしくあり続けることができる社会を実現するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例制定が市の業務、市民及び事業者等に与える具体的影響等及び周知方法について
- ・認知症当事者の家族等の負担軽減を図るための場の拡充と相談体制等の充実について
- ・本条例制定に向けて行った認知症当事者及びその家族等への意見聴取等の方法と取組等の経過の周知について

- ・認知症施策における市民等の当事者意識の醸成に向けた取組と今後の方向性について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・認知症とともに生きるまち三鷹条例の概要
- ・「認知症とともに生きるまち三鷹条例（仮称）（案）骨子」に係る市民意見への対応について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第3号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第14号 三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例

この議案は、令和7年度税制改正により、給与所得控除について最低保障額が引き上げられたことに伴い、一部被保険者の所得段階に移動が生じることから、令和8年度分の保険料に限り特例を定めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正に伴う被保険者に与える影響等と周知方法について
- ・本条例改正が本市財政に与える影響と財源措置に係る国への働きかけについて

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市介護福祉条例の一部を改正する条例の概要
- ・三鷹市介護福祉条例（平成12年三鷹市条例第6号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第14号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 議案第13号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額等及び軽減措置を定めるとともに、低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額を引き上げるほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 本条例改正に伴う被保険者への影響と子育て世帯に特化した取組について
- ・ 国民健康保険制度の中長期的課題と被保険者の負担軽減に向けた国、都への要望について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし
- ・ 三鷹市国民健康保険運営協議会 諮問書及び答申書
- ・ 子ども・子育て支援金 モデル世帯における影響額（給与所得者）
- ・ 子ども・子育て支援金 モデル世帯における影響額（年金所得者）
- ・ 低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額の引上げによる影響
- ・ 令和8年度の子ども・子育て支援分事業費納付金及び区市町村標準保険税（料）率
- ・ 三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

#### 〔反対討論〕

##### (1) 紫野あすか委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

少子化対策や子育て支援の充実は、社会全体として取り組むべき重要な課題であり、子どもを安心して産み育てられる社会の実現は多くの市民の願いである。

しかしながら、この制度は、その財源を医療保険料に上乗せしてするという仕組みであり、負担の在り方として重大な問題があると思われる。

とりわけ、国民健康保険は、所得とは関係なく被保険者の人数に応じて保険料が課される「均等割」という仕組みがあり、家族が増えるほど負担が増える制度となっている。子どもが増えるほど保険料が増えるこの仕組みは、これまでも全

国で「子育て罰」とも呼ばれ、批判されてきた。今回、未就学児の均等割軽減などの措置が設けられるとはいえ、それは制度の矛盾を部分的に補うものにすぎない。そもそも、子どもがいることによって負担が増える仕組み自体が、少子化対策の理念と矛盾しているのではないだろうか。

さらに、国民健康保険には、自営業者や年金生活者、非正規労働者など、比較的所得の低い世帯が多く加入している。こうした世帯に対して、少子化対策の財源を医療保険料として求めることは、結果として国民健康保険加入者に負担を押しつける仕組みになっている。本来、少子化対策は社会全体で支えるべきものであり、その財源は国の責任において確保されるべきである。医療保険制度を通じて徴収する今回の仕組みは、負担の公平性という点でも大きな問題がある。

地方自治体は、国の制度をそのまま受け入れるだけではなく、市民の暮らしを守る立場から、その問題点を国に対してしっかりと指摘し、改善を求めていく責任がある。子どもが増えるほど負担が増える国民健康保険の均等割は、少子化対策の観点からも見直されるべき制度である。

三鷹市としても、子育て世帯の負担軽減の立場から、国民健康保険の均等割の見直しや、子ども分の均等割の廃止、軽減を国に求めることを要望する。

少子化対策や子育て支援の財源のために国保の被保険者の負担が新たに引き上げられることになるため、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第13号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

#### 4 議案第12号 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・本条例改正において国が示す基準以外のもので運用上必要なものを市で定めることの方針について
- ・ゼロ歳児受入れに係る今後の見通しとこども誰でも通園制度に係る安全性及び質の担保等について
- ・本市における特定乳児等通園支援事業の運営に係る取組について
- ・特定乳児等通園支援事業に係る保護者等への周知方法と他市区との協力体制の

## 構築に係る市の考え方について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例（平成26年三鷹市条例第11号）新旧対照表
- ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
- ・三鷹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する規則（案）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

### 〔反対討論〕

#### (1) 紫野あすか委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

子育て家庭の孤立を防ぎ、全ての子どもの育ちを支える取組の重要性については十分認識している。保護者の就労の有無にかかわらず子どもが保育を利用できる環境を整えることは、子育て支援の充実という観点からも必要な課題である。

今回の条例改正は、特定乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」は、その理念とは裏腹に、保育現場の実態を十分に踏まえた制度設計になっているのか疑問である。

現在、保育現場では深刻な保育士不足が続いており、多くの施設で人員確保に苦勞している状況がある。その中で、新たに短時間利用の子どもを受け入れる制度が導入されれば、保育現場の負担がさらに増大することが懸念される。

また、この制度では、国の基準によりゼロ歳児の乳児も利用できることになっており、子どもと保育士との安定した関係づくりが難しくなる可能性がある。乳幼児期の保育は、子どもが安心できる環境の中で、継続的な関わりを通して成長を支えていくことが大切である。短時間利用を前提とした制度が、こうした保育の質に影響を及ぼさないのか、十分な検証が必要である。

さらに、この制度は国が創設したものでありながら、実際の運営は自治体と保育施設に大きく依存する仕組みとなっている。保育士確保や運営体制の整備といった課題が十分解決されないまま制度が先行すれば、その負担は現場に押しつけられることになる。本来、子育て支援を拡充するのであれば、まずは既存の保育環境を安定させ、保育士の処遇改善や人員確保など、保育の基盤を強化すること

が優先されるべきではないだろうか。

子どもの最善の利益を守るという観点からも、保育の質と現場の持続可能性を十分に担保しないまま制度を拡大することには慎重であるべきである。

以上の理由から、本議案に反対する。

以上の討論の後、議案第12号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 5 所管事務の調査について

健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。